平成 21 年度分　市町村民税 道府県民税　住宅借入金等特別税額控除申告書記載要領

（年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない納税者用）

この申告書は、年末調整で住宅借入金等特別控除の適用を受け、所得税の確定申告書を提出しない方が、地方税法附則第 5 条の 4 に規定する個人の道府県民税及び市町村民税の住宅借入金等特別税額控除を受けるときに使用します。

1　所得税の住宅借入金等特別控除に係る事項

金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高及び住宅借入金等特別控除の対象となる物件に居住を開始した年月日を記載してください。

（注）2 回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けている場合又は新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した年の翌年以後に居住の用に供した増改築等をした部分に係る住宅借入金等の両方の住宅借入金等について控除を受けている場合には、当該二以上の住宅借入金等に係る居住開始年月日及び年末残高をそれぞれ記載してください。

なお、平成 19 年 1 月 1 日以降に居住開始した物件については、市町村民税・道府県民税の住宅借入金等特別税額控除の対象とならないため、住宅借入金等の年末残高の合計額に含めないようご注意ください。

2　市町村民税・道府県民税から控除される住宅借入金等特別税額控除額の計算

平成 20 年分の所得の内容等について、**【給与所得の源泉徴収票（例）】**を参考に次のとおり記載してください。

(1)「❶」欄

【給与所得の源泉徴収票（例）】の㋐の金額を記載してください。

(2)「❷」欄

【給与所得の源泉徴収票（例）】の㋑の金額を記載してください。

(3)「❸」欄

【給与所得の源泉徴収票（例）】の㋒の金額を記載してください。

【給与所得の源泉徴収票（例）】

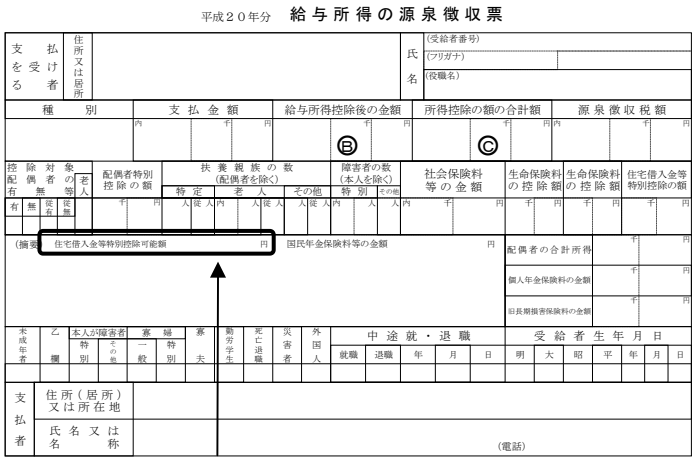

㋐　住宅借入金等特別控除可能額

(4)「④」欄

「❷」欄の金額から「❸」欄の金額を差し引いた金額（1,000 円未満の端数を切り捨て。マイナスの場合は 0 円）を記載してください。

(5)「⑤」欄

次の**【税額表】**により、④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑤の金額
1,000 円 ～ 3,299,000 円	④×0.1
3,300,000 円 ～ 8,999,000 円	④×0.2 － 330,000 円
9,000,000 円 ～ 17,999,000 円	④×0.3 － 1,230,000 円
18,000,000 円 ～	④×0.37－ 2,490,000 円

（例）④の金額が 350 万円のとき

3,500,000 円×0.2－330,000 円＝370,000 円

(6)「⑥」欄

次の**【税額表】**により、④の金額の区分に応じた計算式に当てはめて計算した金額を記載してください。

【税額表】

④の金額	⑥の金額
1,000 円 ～ 1,949,000 円	④×0.05
1,950,000 円 ～ 3,299,000 円	④×0.1 － 97,500 円
3,300,000 円 ～ 6,949,000 円	④×0.2 － 427,500 円
6,950,000 円 ～ 8,999,000 円	④×0.23－ 636,000 円
9,000,000 円 ～ 17,999,000 円	④×0.33－ 1,536,000 円
18,000,000 円 ～	④×0.4 － 2,796,000 円

（例）④の金額が 350 万円のとき

3,500,000 円×0.2－427,500 円＝272,500 円

3　給与所得の源泉徴収票の原本を添付（市町村提出用申告書の裏面に糊付け）して、この申告書の市町村提出用と税務署確認用を平成 21 年 1 月 1 日 現在お住まいの市町村へ提出してください。

提出期限：平成 21 年 3 月 16 日（月）

申告書は出来る限り郵送等による提出をお願いします。なお、この申告により控除の適用を受けることとなった場合には、平成 21 年度分の道府県民税・市町村民税の所得割の額が減額されることとなります（20 年度分が減額又は還付されるものではありません）。